

○琉球大学国際地域創造学部規程

(平成 30 年 2 月 28 日制定)

改正 平成 31 年 2 月 27 日 令和 2 年 3 月 25 日

令和 3 年 1 月 20 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人琉球大学組織規則第 27 条第 2 項の規定に基づき、琉球大学学則に定めるもののほか、琉球大学国際地域創造学部(以下「本学部」という。)の授業科目、単位、履修方法その他必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第 2 条 本学部は、複合分野(観光、経営、経済、文学・言語、地理・歴史・人類学)の学際的学び及び各専門分野における体系的な学びを通して、「専門基盤力と地域国際基盤力」を身につけ、複雑化・多様化する国際及び地域課題に挑戦し、解決する高い専門能力を有する人材を養成する教育・研究を行う。

(昼間主及び夜間主コース制)

第 3 条 国際地域創造学部国際地域創造学科に、学生の教育上の区分として主として昼間に授業を行うコース(以下「昼間主コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。

(教育プログラム)

第 4 条 昼間主コース及び夜間主コースに、履修上の区分として、次の表に掲げる教育プログラムを置く。

昼間主コース	観光地域デザインプログラム、経営プログラム、経済学プログラム、国際言語文化プログラム、地域文化科学プログラム
夜間主コース	経営プログラム、経済学プログラム、国際言語文化プログラム

2 前項の規定に定めるもののほか、教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(共通教育等の授業科目の種類等)

第 5 条 共通教育及び専門基礎教育の授業科目の種類、単位数、履修方法等は、琉球大学共通教育等履修規程の定めるところによる。

(専門教育の授業科目の種類等)

第 6 条 専門教育の授業科目の種類、履修方法等は、別表に掲げるとおりとする。

(授業科目の公示)

第 7 条 各学期に開講する授業科目、授業時間、単位数及び担当教員は、学期の初めに公示する。ただし、臨時に開講する授業科目については、その都度、公示する。

(単位)

第 8 条 専門教育の授業科目の単位の計算は、次に掲げる基準により行う。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育上必要があると認められる場合には、30時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - (2) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育上必要があると認められる場合には、30時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - (3) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合において、講義及び演習については係数3(ただし、演習については、教育上必要があると認められる場合には係数1.5とする。)、実験及び実習については係数1(ただし、教育上必要があると認められる場合には係数1.5とする。)に対し、それぞれの授業時間を乗じて得た数値の和が45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等については、学修の成果を評価して単位を授与することが適当であると認められる場合には、必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。
 - 3 前2項の規定に基づく各授業科目の単位数及び週時間については、別表に掲げるとおりとする。

(登録、試験、単位の認定等)

第9条 登録、試験、単位の認定等については、琉球大学各学部共通細則の定めるところによる。

(編入学)

第10条 編入学については、琉球大学編入学規程の定めるところによる。

(特別編入学)

第11条 特別編入学については、琉球大学学則第29条の2の定めるところによる。

(転入学)

第12条 転入学については、琉球大学転入学規程の定めるところによる。

(再入学)

第13条 再入学については、琉球大学再入学規程の定めるところによる。

(転学部)

第14条 転学部については、琉球大学転学部、転学科、転課程に関する規程の定めるところによる。

(昼夜間主コースの変更)

第15条 昼夜間主コースの変更については、琉球大学転学部、転学科、転課程に関する規程(1972年3月27日制定)を準用する。

(転学)

第 16 条 本学部の学生で他の大学に入学又は転入学を希望する者は、指導教員及び学部長を経て学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 17 条 留学については、琉球大学留学等及び特別聴講学生に関する規程の定めるところによる。

(卒業の要件)

第 18 条 卒業するには、琉球大学(以下「本学」という。)に 4 年以上在学し、別表に掲げる単位を修得しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第 3 年次特別編入学者の卒業の要件は、本学に 2 年以上在学し、別表に掲げる単位(第 3 年次特別編入学以前に在学していた大学、短期大学、高等専門学校等で修得した単位のうち、本学の卒業要件に係る単位として換算する単位(以下「換算単位」という。)を含む。)を修得するものとする。この場合において、換算単位については、教授会が判定する。

(教員免許)

第 19 条 教育職員の免許状授与の資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)の定めるところにより、別に定める単位を修得しなければならない。

(研究生)

第 20 条 研究生については、琉球大学研究生規程の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第 21 条 特別聴講学生については、琉球大学留学等及び特別聴講学生に関する規程の定めるところによる。

(科目等履修生)

第 22 条 科目等履修生については、琉球大学科目等履修生規程の定めるところによる。

(外国人学生)

第 23 条 外国人学生については、琉球大学外国人学生規程の定めるところによる。

(指導教員)

第 24 条 学生の修学、進路、就職、学生生活等の指導のため、年次ごとに指導教員を置く。

2 前項の規定に定めるもののほか、指導教員については、琉球大学における指導教員に関する規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 27 日)

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に本学部に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 25 日)

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 31 日に本学部に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 1 月 20 日)

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日に本学部に在学する者については、なお従前の例による。